

## Topics

### ◆ 熊本地震被災者の保険料免除等を決定

日本年金機構は平成28年4月22日、熊本地震の被災者について国民年金保険料の全部または一部を免除すること等と、厚生年金保険料等の納期限を延長することを決定し公表した。

#### 【国民年金について】

- 被害金額がおおむね全財産の2分の1以上となる損害を受けた場合、本人の申請により国民年金保険料の全額または一部を免除する。  
⇒問い合わせ先：市区町村または年金事務所
- 保険料を金融機関の口座振替としており、被災により今後の保険料納付が困難な場合、本人の申出により口座振替を停止する。  
⇒問い合わせ先：日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（下記）または年金事務所または振替先の金融機関
- 被災により年金の受け取りに使用している預金通帳、印鑑、キャッシュカード等を紛失した場合は、口座を所有している金融機関で、現金引き出し方法の相談に応じる。指定の郵便局が営業停止となっている場合は、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局で本人確認のうえ年金を渡す。  
⇒問い合わせ先：金融機関（ゆうちょ銀行）、郵便局
- 所得制限により障害年金等<sup>\*1</sup>の全額または一部が支給停止になっている人が、被害金額がおおむね全財産の2分の1以上となる損害を受けた場合、本人の申請により支給停止を解除し（平成28年4月～平成28年7月）、1年間支給停止を行わない（平成28年8月～平成29年7月）。なお、平成29年7月により所得状況届を送付し前年の所得を確認するが、所得制限を超えていた場合には遡及して支給停止が行われる。  
※1 20歳前に初診日がある傷病による障害基礎年金、老齢福祉年金、特別障害給付金が該当する。  
⇒問い合わせ先：日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（下記）または年金事務所

#### 【厚生年金保険について】

- 熊本県内の事業主や船舶所有者の厚生年金保険料等<sup>\*2</sup>の納期限を延長する。この間、口座からの引き落としは停止する。なお、被災した熊本県外の事業主・船舶所有者については申請により審査を行う。  
※2 厚生年金保険料、船員保険料、協会けんぽの健康保険料、子ども・子育て拠出金が該当する。  
⇒問い合わせ先：日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（下記）または年金事務所
- 被災により年金の受け取りに使用している預金通帳、印鑑、キャッシュカード等を紛失した場合は、口座を所有している金融機関で、現金引き出し方法の相談に応じる。指定の郵便局が営業停止となっている場合は、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局で本人確認のうえ年金を引き渡す。  
⇒問い合わせ先：金融機関（ゆうちょ銀行）、郵便局

被災者専用フリーダイヤル

**0120-558-656**

（月曜日） 8:30～19:00

（火～金、土・日・祝） 8:30～17:30

### ◆ 第3回年金記録訂正分科会の議事録等を公表

厚生労働省は平成28年4月15日、社会保障審議会第3回年金記録訂正分科会（平成28年3月8日開催）の議事録等を公表した。

会の議題は、会長の選任と、平成27年度における年金記録の訂正手続の現況等確認の2つであった。一つ目の会長の選任については、社会保障審議会令に則り山口由紀子氏（相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授）との互選により白波瀬佐和子氏（東京大学大学院人文社会系研究科教授）に決定した。

二つ目の平成27年度における年金記録の訂正手続については、年金局の資料により現況等の確認を行った。これによると、平成27年3月～同年12月に訂正請求があったのは6,325件（国民年金886件、厚生年金保険5,439件）で、処理件数は4,350件（国民年金598件、厚生年金保険3,752件）、平成27年12月31日現在で処理中の事案は1,975件（国民年金288件、厚生年金保険1,687件）であった。このなかで処理件数4,350件のうち、第三者委員会または地方厚生局で処理した事案は1,916件で、日本年金機構で記録訂正を行った事案は2,137件であった（それ以外は取下げ等）。

事案類型をみると、総務省への確認申立てがあった事案のうち国民年金の95%以上は保険料納付に係る事案で、残りは免除に係る事案や還付記録がある申立て事案であった。厚生年金保険の50%以上は被保険者期間相違に係る事案となっており、以下約34%が標準賞与額相違に係る事案、約13%が標準報酬月額相違に係る事案であった。また、訂正請求については国民年金の90%以上が保険料納付に係る事案で、他は免除に係る事案であった。厚生年金保険は標準賞与額相違に係る事案と被保険者期間相違に係る事案がそれぞれ40%を超え、残りは標準報酬月額相違に係る事案であった。年金記録の訂正請求に対しては、73%が訂正された。

### ◆ 平成28年2月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で61.2%

厚生労働省は平成28年4月28日、平成28年2月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

#### 【平成25年度分（過年度2年目）の納付率】

平成25年度末からプラス8.9ポイントの69.8%であった。これは平成25年4月～平成26年3月分の保険料のうち、平成28年度2月末までに納付された月数の割合である。平成27年度末時点の目標は、平成25年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値は達成された。

#### 【平成26年度分（過年度1年目）の納付率】

平成26年度末からプラス4.4ポイントの67.4%であった。これは平成26年4月～平成27年3月分の保険料のうち、平成28年度2月末までに納付された月数の割合である。平成27年度末時点の目標は、平成26年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値は達成された。

#### 【平成27年4月～平成28年1月分（現年度分）の納付率】

対前年同期比マイナス0.2%の61.2%であった。平成27年度末時点の目標は、前年度実績からプラス1.0ポイントであった。

なお、平成27年4月～平成28年2月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が84,656件（前年同期比19,128件増）、督促状送付が41,990件（前年同期比3,380件減）、財産差押が5,844件（前年同期比7,480件減）であった。